

令和8年度（令和7年度からの繰越分）優良児童劇等公演事業 公募要領

1. 事業の目的

「こども大綱」（令和5年12月22日閣議決定）に基づき、具体的に取り組む施策等を取りまとめた「こどもまんなか実行計画2025」（令和7年6月6日こども政策推進会議決定）において、子どもの道徳、情操等を向上させることや、児童福祉に関する社会の責任を強調し、子どもの健全な育成に関する知識を広めることなどに積極的な効果を持つ児童福祉文化財（※1）を推進していくことが掲げられており、これに基づき具体的な施策に取り組んでいくことが求められている。

それを実現する手段の一つとして、こども家庭審議会で推薦された児童福祉文化財のうち、特別推薦作品又は推薦作品（※2）となった「舞台芸術」部門の作品をはじめとする文化財に触れる機会が少ない地方のこどもやその家族を対象として公演することにより、子どもの情操等を向上せしめその生活内容を豊かにする取組みをモデル事業として実施する。

※1 児童福祉法第8条第9号の規定に基づき、こども家庭審議会において、児童の福祉の向上を図るため、絵本や児童図書等の「出版物」、演劇やミュージカル等の「舞台芸術」、映画等の「映像・メディア等」の優れた作品を「児童福祉文化財」として推薦している。

※2 児童福祉文化財のうち特に優れた作品。

2. 補助対象事業

（1）実施主体

本事業の実施主体は、次のすべての要件を満たす法人格を有する団体とする。

ア 社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人その他の法人格を有すること。

イ 舞台芸術の普及啓発活動などを通じて、子どもの健全な育成に関して支援を行う民間団体であり、10年以上の活動実績を有すること。

ウ 全国規模で舞台芸術作品の公演及びワークショップの開催を調整する体制を有する団体であること。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団である団体、申請者の役員等が暴力団員である団体若しくは暴力団員がその経営に実質的に関与して

いる団体でないこと。

オ 内閣府から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者でないこと。

(2) 公募する事業内容

本事業において公募する事業は、下記①の事業内容を踏まえた取組であって、下記②の要件を満たすこと。

なお、応募の事業内容が、下記③に記載した要件に該当する場合には、補助の対象とならないものであること。

① 事業内容

こども家庭審議会で推薦された児童福祉文化財のうち、特別推薦作品又は推薦作品となった「舞台芸術」部門の作品（以下、「児童劇」という。）の公演を行う劇団等と調整を行い、こどもやその家族を対象とした公演を実施する。

また、観劇後にワークショップを開催し、こどもたちの考えたことや感じたことを意見交換し、こどもたちの声として結果をまとめるとともに、アンケート等による効果検証を実施する。

② 事業の実施要件

事業の実施に当たっては、以下のア～クのすべての要件を満たすこと。

ア 児童劇の公演及びワークショップの開催に関しては、全国規模で年間 16 回以上行われる事業であること。（全国開催の例：8 ブロック（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州）で各 2 都市）

イ 児童劇の公演及びワークショップを開催する都市は、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（令和 3 年法律第 19 号）第 2 条第 2 項の規定により公示された過疎地域を有する市町村の中から選定すること。

ウ 公演する児童劇の演目については、こども家庭審議会で推薦された児童福祉文化財のうち特別推薦作品又は推薦作品の中から選定すること。

エ 児童劇の公演及びワークショップの開催に関しては、こどもとその家族が参加しやすい土日祝日、学校の長期休暇（夏休み・冬休み等）等において実施されるよう配慮すること。

オ 令和 8 年度内で終了する事業であること。

カ 事業に対する熱意や深い理解、創意工夫をもって行われ、こどもの道徳、情操等の向上に資する効果的な事業であること。

キ 営利を目的としない事業であること。

ク 他に国又は地方公共団体その他の団体等から補助や寄付等を受けて

いる団体にあっては、既に受けている補助や寄付等による対象経費と本事業の費用補助による対象経費を区分経理して実施すること。

③ 補助の対象とならない事業

実施主体としての要件を満たさない団体が実施する事業や、事業内容の要件を満たさない事業のほか、以下に該当する事業は、原則として採択しない。

ア 事業の主たる目的である事務・事業を実質的に行わず、外部委託する事業が大部分を占める事業。

イ 事業の大部分が備品購入等である事業。

3. 補助基準額等

経費の補助については、別に定める交付要綱に基づいて行われるものであるが、想定している補助の概要については以下のとおりである。

(1) 補助団体数 1団体

(2) 補助基準額 78,326千円を上限とする。

(3) 補助率 定額

(4) 対象経費

① 対象経費は、事業の実施に必要な報酬、給与、職員手当等、共済費、賃金、報償費、諸謝金、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費）、会議費、役務費（雑役務費、通信運搬費、手数料）、委託費、借料及び損料、備品購入費とする。

なお、委託費及び備品購入費を計上する場合は、事業計画書提出時に理由書を添付すること。

② 各経費の内容等の詳細については、別紙2「対象経費について」を参照のこと。

4. 応募に当たっての留意事項

事業内容、対象経費等については、以下の点に留意すること。

(1) 事業により期待される成果が明確で、適切な事業計画が策定されていること。

(2) 事業内容に即した所要額見積もりであること。

(3) 経費については、社会通念上相応の単価を用いることとし、事業内容に照らして適切な員数、回数、数量等を見込んで積算すること。ただし、これにより難い相当の事由がある場合には、その理由や積算の考え方などを記した書面を事業計画書に添付すること。

(4) 実施主体となる団体は、事業により取得し、又は効用の増加した価格が

単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により、こども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまでの間、こども家庭庁長官の承認を受けないで、本補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

- (5) こども家庭庁長官の承認を受けて財産を処分することにより、収入があった場合には、その収入の全部又は一部をこども家庭庁長官に返還させることがある。
- (6) 実施主体となる団体は、事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 実施主体となる団体は本事業に係る書類の作成、その他本補助金の交付条件に基づき必要とする一切の費用を負担すること。
- (8) 事業採択後は、こども家庭庁と事前に協議を行ってから事業を開始するとともに、事業開始後においても、事業の遂行に当たっては、適宜、こども家庭庁と協議を行うこと。

5. 補助金執行の適正性の確保

- (1) 本補助金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）の規定により交付される補助金であり、不適正な使用が認められた場合については、刑事処罰されることがあるので、適正執行に努めること。
- (2) 本事業について、補助金を他事業に流用する等の不正事実が判明した場合には、当該実施団体及び不正行為を行った者が属する団体については、最長5年間、本事業の応募を認めない措置をとることとする。
- (3) 事業の実行状況及び経理状況を調査するため、事業の実施中又は終了後にこども家庭庁職員による現地調査を行う場合があることに留意すること。
- (4) 事業が採択された場合には、所属職員に対して本補助金に関する不正行為等を発見した場合の国への通報窓口（本補助金の事務局）を周知すること。

6. 応募方法

- (1) 提出書類
 - ① 優良児童劇等公演事業事業計画書

様式1に必要事項を記入の上、以下の文書を添付すること。

- ・ 法人概要（様式2）
- ・ 事業計画（様式3）（※）
- ・ 事業の実施体制（様式4）（※）
- ・ 所要額内訳書（様式5）（※）
- ・ 事業実施スケジュール表（様式6）（※）
- ・ 暴力団等に該当しない旨の誓約書（様式7）
- ・ 保険料納付に係る申立書（様式8）
- ・ 自己申告書（様式9）

※ なお、（※）印のついた書類については、法人名有りのものを1部、法人名無しのものを5部の計6部提出すること。

その他の書類は1部ずつ提出すること。

法人名無しの書類については、法人名、ロゴマーク等を一切記載せず、応募者が特定できないよう最大限の配慮を行うこと。

② その他

定款（寄付行為）、これまでの舞台芸術の普及啓発活動などを通じた子どもの健全な育成に関する支援活動に係る事業報告書、理事会の承認を得た直近の財務諸表の写し（1部ずつ）を提出すること。

なお、提出書類は①の書類も含め原則としてすべてA4用紙片面刷りによること。

（2）提出方法

① 郵送（書留郵便に限る。）による提出とする。提出期限までに到着しないければならず、未着の場合、その責任は申請者に属するものとし、期限内の提出がなかったものとみなす。

来庁による持込も可とするが、その場合の受付時間は、開庁日の10時から12時、又は13時00分から17時までとし、来庁する日時は事前に連絡すること。

② 提出書類のうち、（1）の①の様式1～6については、書類の提出と併せて電子媒体をメールにて提出すること。

なお、当該メールが提出期限までに届いたとしても、提出書類が郵送等で届いていない場合には、提出書類を受け付けないので留意すること。

（3）提出先

〒 100-6003 東京都千代田区霞が関3－2－5

霞ヶ関ビルディング 21階

こども家庭庁成育局参事官（事業調整担当）付 育成環境係

【電子媒体送付先アドレス】

メールアドレス：jigyouchousei.ikuseikankyou@cfa.go.jp

※ なお、メールを送付する際は、メールの件名に「優良児童劇等公演事業」と記載すること。

(4) 提出期限

令和8年3月2日（月）

ただし、メールでの提出物は令和8年3月2日（月）17時必着

※ 提出期限を経過して提出された場合は受け付けないので、提出期限の厳守について特に留意すること。

(5) 応募に当たっての留意事項

- ① 提出された事業計画書等は、審査後も返却は行わない。
- ② 応募団体は、事業計画書等の作成に要する費用を負担すること。
- ③ 提出する事業計画書等の案は、1提案者につき1点とする。
- ④ 提出期限を過ぎてからの提出書類の追加提出や差し替えは認めない。ただし、こども家庭庁からの指示に基づくものは除く。

7. 説明会の日時及び参加手続

- ・ 令和8年2月24日（火）10:00よりオンライン説明会を開催する。
- ・ 参加希望者は令和8年2月20日（金）12:00までにメールにて登録すること。（送付する際は、メールの件名に「説明会参加申込（優良児童劇等公演事業）」と記載すること。）
- ・ オンライン説明会の開催方法、開催時間等の詳細については、参加申込者に個別に連絡する。

8. 事業採否の決定方法

(1) 決定方法

応募のあった事業計画については、こども家庭庁に設置する優良児童劇等公演事業評価委員会（以下「評価委員会」という。）が書面による審査を行い、採択団体を決定する。

(2) 事前審査について

- ① 次のいずれかに該当する場合は、事前審査において不採択とする。なお、応募内容について、必要に応じこども家庭庁から応募者に対し問い合わせを行う場合がある。
 - ア 事業内容が2に定める内容と明らかに合致していない場合
 - イ 事業内容が営利を目的とする場合
 - ウ 財務諸表等の会計書類から、法人の経営状況に深刻な問題があると

判断される場合

- エ 6に定める提出書類が全て提出されていない場合
 - ② また、次のいずれかに該当する場合は、応募書類を受け付けず、書類を返却する。
 - ア 法人格のない団体が応募している場合
 - イ 複数の団体が連名で応募している場合
 - ウ 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- (3) 評価委員会による審査
- 事業計画書等については、評価委員会において、別添の評価要領及び審査評価表により、厳正に審査を行う。
- ※ 提出された事業計画書等についてプレゼンテーションを求める場合がある。
- (4) 審査結果の通知
- 審査終了後、採択の可否について応募団体に通知を行う。

9. 交付申請

採択決定の通知を受理した応募団体は、別に定めるところにより、交付申請書をこども家庭庁に提出すること。

10. 事業実績報告

本事業の補助対象となった団体においては、事業完了後、別に定める事業実績報告書を作成し、その他の成果物とともに所定の期日までにこども家庭庁に提出すること。

また、こども家庭庁は、本事業を実施した団体に対して、事業の実施期間中又は事業完了後に必要に応じて事業の遂行状況等の調査を実施することがある。

11. 秘密の保持

本事業に従事する者又は従事していた者は、個人情報の管理を徹底とともに、正当な理由がなく事業の実施により知り得た秘密を漏らしてはならない。

12. 問い合わせ先

こども家庭庁成育局参事官（事業調整担当）付 育成環境係
電話：03-6863-0289

(別紙1)

優良児童劇等公演事業の手続きの流れ

こども家庭審議会で推薦された児童福祉文化財のうち、特別推薦作品又は推薦作品となった「舞台芸術」部門の作品の公演を行う劇団等と調整を行い、こどもやその家族を対象とした公演の実施等を行う社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益社団法人等

事業計画書等の提出

- (a) 優良児童劇等公演事業 事業計画書（様式1）
(様式に以下を添付)
・法人概要（様式2）
・事業計画（様式3）
・事業の実施体制（様式4）
・所要額内訳書（様式5）
・事業実施スケジュール表（様式6）等
(b) その他
・定款、事業報告書、財務諸表等

3月2日（月）まで

こども家庭庁

有識者で構成される評価委員会（3月上中旬頃の予定）において採択団体及び基準額を決定

採択決定の通知

採択決定通知を受理した応募団体

交付申請書の提出

こども家庭庁

交付決定の通知

交付の対象となった応募団体における事業の実施

こども家庭庁長官が定める日までに
事業実績報告書をこども家庭庁へ報告

こども家庭庁

(別紙2)

対象経費について

○賃金

事業の実施に必要な一時的な労働の対価として支払う金銭

(対象経費の例)

- ・本事業の実施に従事する職員の人工費

(認められない経費の例)

- ・行政からの委託事業の業務に従事している職員の人工費
- ・実施主体となる団体の管理業務等にあたる職員の人工費
- ・ボランティア等として参加している者に対する賃金

○諸謝金

事業の実施に協力した者等に支払う経費

(対象経費の例)

- ・公演の実施において発生する劇団員等への謝礼金
- ・ワークショップを主宰する者への謝礼金
- ・公演やワークショップの設営準備を行う者への謝礼金

○旅費

事業の実施に必要な交通費や宿泊費等

(対象経費の例)

- ・公演の実施において発生する劇団員等の旅費
- ・ワークショップを主宰する者の旅費
- ・実施主体となる団体の構成員（職員）の公演準備や事業関係者との調整等、事業の実施に必要な旅費

(認められない経費の例)

- ・実施主体となる団体の構成員（職員）の視察等、事業の実施と関連性のない旅費

○消耗品費

事業の実施に必要な各種事務用紙、文房具、その他の消耗品の代価及び備品に付随する部品等の代価

(対象経費の例)

- ・コピー用紙、筆記用具等

(認められない経費の例)

- ・実施主体となる団体の既存事業の通常業務（本事業と関連性のない

もの)に係る消耗品費

○燃料費

事業の実施に必要な事業用燃料代

(対象経費の例)

- ・ガソリン代、暖房用の石油など

(認められない経費の例)

- ・法人のその他事業の実施に係る燃料費

○印刷製本費

事業の実施に必要な各種文書、報告書、その他資料等の印刷代及び製本代

(対象経費の例)

- ・公演実施の周知用チラシ

(認められない経費の例)

- ・実施主体となる団体が定期的に発行している会報

○光熱水費

事業を実施するにあたり発生する光熱水料

(対象経費の例)

- ・公演実施にあたり発生した光熱水料

(認められない経費の例)

- ・法人の運営に係る事務所等において発生する光熱水料

○会議費

公演実施に向けた事前打合せ開催における事業関係者等の飲料等

○雑役務費

事業の実施に必要な、新聞、雑誌等による広告、宣伝を行う費用、銀行振込手数料等

○通信運搬費

事業の実施に必要な郵便料、運搬料、電信電話料

○委託費

事業の一部を外部の団体等に委託する際に支払う費用であり、事業計画書提出時に理由書(任意様式)を提出して必要と認められた場合に限り対象

とする。

○借料及び損料

事業の実施に必要な会場借料、車両等の借り上げ、駐車料金等、専ら事業の実施にあたり必要となる場合で、事業実施に必要な最小限の期間に限る。

(対象経費の例)

- ・公演やワークショップの開催に当たり、会場を借り上げた際の会場借料
- ・公演やワークショップの開催にあたり使用する会場料、活動上一時的に使用する車両のレンタル代やその駐車料金

(認められない経費の例)

- ・実施主体となる団体の活動事務を行う事務所の賃料

○備品購入費

事業の実施に必要な器具機械類等の購入費。応募した事業に用いるもので、事業計画書提出時に別途理由書（任意様式）を記載し認められた場合に限る。また、補助金等の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け、担保に供してはならない。

(対象経費の例)

- ・公演やワークショップの開催場所における感染症対策のための備品等

(認められない経費の例)

- ・通常の業務用パソコン等、電気通信機器で汎用性の高いもの

※ 事業実施期間中に必要となる経費に限る。